

電子的診療情報連携体制整備加算 施設基準対応状況

対象プラン：エムスリーデジタル レセコン一体型プラン

電子的診療情報連携体制整備加算に対するエムスリーデジタルの対応状況につきまして、以下の通りご案内いたします。届出手続きの際にご参照ください。

なお、個別の加算の算定可否や、届出内容の詳細につきましては、管轄の厚生局へ直接ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

2026年5月18日時点

加算区分 (初診料)			施設基準		対応状況	補足	
1 15点	2 9点	3 4点	概要	本文			
1~8は いずれの加算区分 でも全て必須	オンライン請求の実施		(1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。		対応済		
	明細書の無償交付		(2) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無償で交付していること。		対応済		
	オンライン資格確認		(3) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。		対応済 (オプション)		
	マイナ保険証利用率30%以上		(4) 電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率（同月におけるマイナ保険証利用者数、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。）が、30%以上であること。 (5) (4) について、電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。		—		
	マイナポータル医療情報に基づいた健康管理相談体制		(6) マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。		—	※電子カルテの機能に関する要件ではなく、貴院での運用等（掲示やHPへの記載、体制整備など）にてご対応いただく項目となります。	
	院内掲示		(7) 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること。 イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。 ウ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。		—		
ウェブサイト掲載		(8) (7) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。		—			
9~11の 全てを満たす	9~11の いずれか を満たす	9~11は 不要	電子処方箋の利用		(9) 電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。	対応済 (オプション) ※	※：疑義解釈にて本施設基準について「院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指し、院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す。」と記載されています。院内処方において調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録する対応は、今後、予定しておりますが、現時点では未対応となっております。『疑義解釈資料の送付について（その4）』（令和8年4月21日事務連絡）
			電子カルテの要件		(10) 以下の【アからウの全て】又は【エ】を満たす電子カルテを有していること。 ア 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下単に「安全管理ガイドライン」という。）に準拠した体制であること。 イ 電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。	対応済 (オプション)	
			ウ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。		※1	※1：施設基準（10）のウについて、令和8年冬頃に厚生労働省より公開が予定されている情報を元に検討を行う予定となっております、現時点では対応していません。  （10）のウについては、「当面の間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。ただし、保険医療機関は、国等が全国で電子カルテ情報共有サービスの運用を開始した場合には、速やかに導入するように努めること。」記載されています。『基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて』（令和8年3月5日保医発0305第7号）  また、疑義解釈にて「具体的には何を指すか」の問いに「電子カルテ情報共有サービスの運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子カルテ情報共有サービス対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトに示されている方法で入力を行うこと。※ 現在、ポータルサイトでの入力機能及び厚生労働省ウェブサイトにおける公表ページは準備中のため、準備が整い次第、詳細については両サイトで公表予定」と記載されています。『疑義解釈資料の送付について（その4）』（令和8年4月21日事務連絡）	
	エ 厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。		※2	※2：施設基準（10）エにつきましては、現在、厚生労働省からの認証に関する詳細なご案内待ちとなっております、現時点では未対応となっております。改めてご案内申し上げます。			
	(11) 【ア】を満たす 又は 【イ及びウ】を満たすこと。						
	ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。		※3	※3：施設基準（11）のアについて、令和8年冬頃に厚生労働省より公開が予定されている情報を元に検討を行う予定となっております、現時点では対応していません。			
イ 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークであって、以下の（イ）から（ハ）の全てを満たすものを活用する体制を有していること。 （イ）当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が10以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が2以上であること。 （ロ）登録患者数が1,000人以上であること又は新規登録患者数が年間100人以上であること。 （ハ）当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。		※4	※4：地域医療情報連携ネットワークの閲覧体制があるか、ご利用のネットワークを管轄される組織に確認ください。				
ウ 以下の（イ）及び（ロ）を満たすこと。 （イ）診療情報提供料（1）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準を届け出ていること。 （ロ）当該ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。		—	※電子カルテの機能に関する要件ではなく、貴院での運用等（掲示やHPへの記載、体制整備など）にてご対応いただく項目となります。				